

第8回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

令和2年3月19日(木) 13:30~

前回は1年半ぶりの開催
だった

2 開催場所

茨城県オフサイトセンター2階全体会議室

3 議題

(1) 安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用等について

(2) 事態に応じた避難行動にかかる住民理解の促進についての全国各地域における取組状況について

(3) その他: 避難保護施設 ... 員寮・センター

1. 同様に自動的に避難したい
中が早くなる

1. 既設の施設を優先

2. 新設 (早くても近くに施設がない場合)

1. 防災アプリの活用実績

→ 千葉県、アプリも避難の案内になる?

2. UPEの活用実績

→ 県民2432人分

※ 3/16/20年時点のUPE-1人分

第9回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

令和2年7月28日(火) 10:00～ 11:00

2 開催場所

テレビ会議

3 議題

(1) 各市町村での一般防災におけるコロナウィルス感染対策について

(2) 広域避難計画に盛り込むべきコロナウィルス感染対策の内容について

(3) その他

まいつ けりき氏

報告書

令和2年10月19日

町長	副町長	課長	防災専門担当室	係長	係員	生活環境課 地域安全安心係 主事 深谷 雄司
						

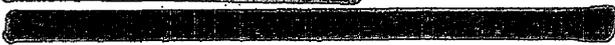
日時 令和2年10月19日(月) 13:30~15:50  

場所 県庁6階 災害対策室

用務 ① 
② 第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
③ 

出席者 出席者名簿のとおり

【内容】

- 
- 1. 





- 2. 


- 3. 









[REDACTED]

4. [REDACTED]

[REDACTED]

5. [REDACTED]

[REDACTED]

6. [REDACTED]

[REDACTED]

7. [REDACTED]

[REDACTED]

8. [REDACTED]

9. [REDACTED]

[REDACTED]

○第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会議事次第（14:50～15:20）

10. 「感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（案）」について

－別紙・内閣府 長野参事官補佐

・感染症に関する専門家からの意見を調整中

－P.6 (3)：濃厚接触者と発熱者等の感染の疑いがある者を濃厚接触者等としているが、濃厚接触者・発熱者・それ以外の者の3区分に分けて対応すべき

－P.8：換気について、30分に1回程度は実施

－P.19：バス座席レイアウトについて、避難用のバスが十分に手配されている状況では、窓際だけの席を使用する

・再度、自治体への意見照会を実施予定

（県 原子力安全対策課 町島課長補佐）

・バスが十分に手配されていない場合のレイアウトは県等が柔軟に対応してよいのか。

⇒（内閣府）そのとおり。

・マンパワー不足が懸念されているが、そこはガイドラインに盛り込まないのか。

⇒（内閣府）マンパワー不足に国の人員をあてるのは最終手段。まずはJAEAなどの関係事業所に協力を依頼必要に応じてこれまでの通知等を見直していく。

（常陸大宮市 小林防災監）

・バス座席のレイアウト図では、ビニールシート等で区切ることとしているが、実際に訓練を行ったところ、素材の影響によりテープがすぐにとれてしまった。即席で対応することは難しいのでは。

⇒（内閣府）ダイヤモンドプリンセス号で実際にコロナ対応に従事した自衛隊のマニュアルを参考に作成している。

（東海村 川又課長）

・ガイドライン中にて「可能な限り」という表現がされているが、この内容だと最終的に自治体任せになってしまう。コロナ対策の方針は内閣府で明確に示してほしい。

⇒（内閣府）コロナ対策はこれまでに国から出されている通知等がベースとなる。

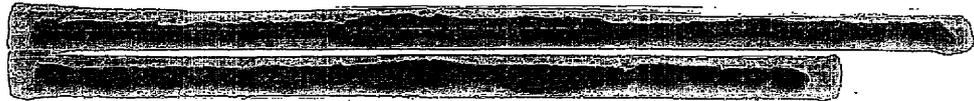
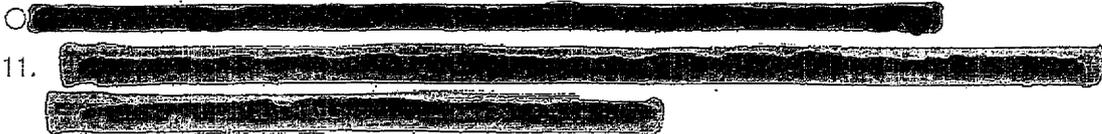
ガイドラインはそこに示されていないことを掲載している。

・（県調査結果より）ヨウ素剤配布のタイミングが全国でバラバラだが、これでいいのが。全国で統一すべき。

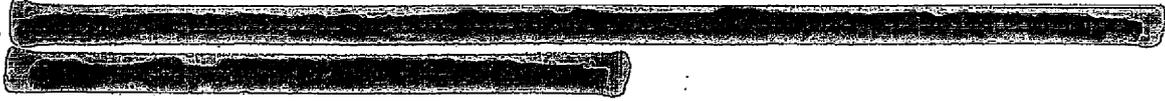
⇒（内閣府）担当者と協議する。

○

11.



12.



13.



第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

令和2年10月19日(月) 14:30⁵⁰~15:20

2 開催場所

茨城県庁6階災害対策室

3 議題

(1) 「感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン(案)」について

(2) その他

お話し
ササキ氏: ガイドライン校閲中

説明書: カサハラ氏

- 専門家、意見を調整中

- 1. 濃時降着者とこれ以外 P.6(B) ⇒ 濃・発着. これ以外は3つに分けて対応すべき
- 2. カサキ ⇒ ^{Q&A}30分以内. 他に確認を調整中
- 3. バス ⇒ 個別ハルマジオン検査 (20分以内)

↓
「可能な限り、人数を減らす」という趣旨

R19のレポートを調整中

バス車内での検査実施状況の例を以て定めての1台/使用

再度、意見の調整

案) バス内での検査実施の場合、検査員を乗客から遠ざける必要あり → そのために、
乗客の間に検査員を立たせることは困難でいて
20分以内の同一人員を乗客と接触を最小限に
R19 JAEA 事業所等 関係者との調整

案) R19のレポートを、Eメールでの送付
R19のレポート、R19の検査員との調整 → 即ち検査と検査員. R19レポート287/6を例に作成
と検査員との調整
自衛隊 調整中

資料) 加体ウレシキ 補正有限ノ 同位群列可成ニシテ

同位群ニ一階差階列ニシテ

ハ一又ハ大(小)ク

⇒ 同位群(尤も平面的)ノ層人法 ハ一又ヒツク

同位群列ノ 及ヒ他位群列ニ示シテ

同位群列ノ分布列: γ_n 合同ニ $2^{n-1} / (n-1)!$ / 合同ニ $2^{n-1} / (n-1)!$ ⇒ 同位群列ノ 検訂

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン
(案)

内閣府（原子力防災担当）

令和2年●月

R2.10.19 陽三

目次

はじめに	3
1. 防護措置の実施における全般的な対応	5
(1) 住民への周知	5
(2) 防災業務関係者の感染症対策	5
(3) 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者の 対応	6
2. 一時集合場所における対応	7
(1) 受付での対応	7
(2) 施設内での対応	7
3. 避難車両における対応	9
(1) 乗務員の感染防止対策	10
(2) 乗車時の対応	10
(3) 車内での対応	10
4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応	11
(1) 配布時の対応	11
5. 避難退城時検査及び簡易除染場所における対応	12
(1) 検査等での対応	12
6. 屋内退避時及び避難所における対応	13
(1) 屋内退避時の対応	13
(2) 避難先決定時の対応	14
(3) 受付での対応	14
(4) U P Z外の避難所内での対応	15
7. 参考	16